

対象範囲

1 EDの内容

本基準は、他の基準で公正価値を貸借対照表価額とする又は注記すると定められているものについて、その公正価値の測定方法及び開示方法を定める。

他の会計基準等で「時価」が用いられているときは、「公正価値」と読み替えてこれを適用する。

企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」(以下「棚卸資産会計基準」という。)における通常の販売目的で保有する棚卸資産及び企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下「ストック・オプション会計基準」という。)に関連する会計基準等については、対象外とする。

ED(含む「公表にあたって」)で例示されている主な対象商品

他の基準の定め		主な対象商品
公正価値を貸借対照表で測定	継続的	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融商品 ● トレーディング目的で保有する棚卸資産 ● 退職給付における年金資産(公正な評価額)(「公表にあたって」)
	一時的	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業結合で取得した資産・負債(時価を基礎とした取得原価の配分) ● 固定資産の減損(正味売却価額(時価から処分費用見込み額を控除したもの))(「公表にあたって」)
公正価値を貸借対照表で注記	継続的	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融商品 ● 賃貸等不動産(「公表にあたって」)
	一時的	

2 論点

「本基準は、他の基準で公正価値を貸借対照表価額とする又は注記すると定められているものについて、その公正価値の測定方法及び開示方法を定める。」ことの確認

- 本会計基準は、公正価値の考え方及び財務諸表の注記事項としての公正価値に関

する開示について、その内容を定めることを目的とする。

- 公正価値で測定する資産又は負債の範囲や、どういった場合に公正価値の注記を要求するかは、個別の会計基準等で定めるものである。

「他の会計基準等で「時価」が用いられているときは、「公正価値」と読み替えてこれを適用する。」ことでよいか？

- ASBJ 所管の基準等については、修正が不要なことを確認した。
- JICPA 所管の実務指針等についても、同様に読み替えにて対応することとするが、一部、誤解の生じるおそれのあるものについては、修正等の所要の対応が JICPA においてなされることとなる。

「通常の販売目的で保有する棚卸資産及びストック・オプション会計基準に関連する会計基準等については、対象外とする。」ことでよいか？

- 棚卸資産会計基準については、通常の販売目的で保有する棚卸資産は、トレーディング目的で保有する棚卸資産とは異なり、公正価値に基づく価額をもって貸借対照表とはされないため、本基準案の適用範囲の対象外としている。
- スtock・オプション会計基準に関連する会計基準等については、当該会計基準等が目的とするのは会計期間における適切な費用計上の会計処理を明らかにするものであるため、本基準案の適用範囲の対象外となる。
- なお、年金資産については退職給付会計が見直し中につき、開示は当面不要とする（IFRS13でも、IAS19は開示対象外）

対象商品の例示は ED（含む「公表にあたって」）で例示されているもので十分か？

- 対象商品の例示は概ね十分と考える。しかしながら不動産については照会が多いことから、「本基準適用後も、賃貸等不動産の時価開示指針は存続する。不動産の公正価値測定に当たっては、同指針に則って公正価値測定すればよい」旨を、結論の背景に明記する。

「賃貸等不動産の時価開示指針」における時価算定の概要

- ✓ 時価とは観察可能な市場価格に基づく価額、それがない場合には合理的に算定された価額。（第 11 項）
- ✓ 合理的に算定された価額には、不動産鑑定評価基準による方法又は類似の方法に基づいて算定する（第 11 項）
- ✓ 「時価」は不動産鑑定評価基準の「正常価格」が対応する（第 29 項）
- ✓ 重要性が乏しいものについては、公示価格、相続税評価額でよい（第 33 項）

- 関係者の要望は、本基準の対象範囲を明確化して欲しいというよりは、対象となる各商品に本基準をどう当てはめていくか、即ち、商品毎の公正価値算定方法を明確にして欲しいということである。この点については、本基準書発行後に、ガイダンスを策定して対応していく予定である。(IASBは2011年中を目途に公正価値測定の教育的ガイダンスを作成する予定である。)

以上

(参考) 対象範囲 ASBJ ED 抜粋

【 基準 本文 】

本会計基準は、公正価値の考え方及び財務諸表の注記事項としての公正価値に関する開示について、その内容を定めることを目的とする。【 第 1 項 】

本会計基準は、公正価値に関する会計処理及び開示について適用する。この際、他の会計基準等で「時価」が用いられているときは、「公正価値」と読み替えてこれを適用する。

なお、企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」(以下「棚卸資産会計基準」という。)における通常の販売目的で保有する棚卸資産及び企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下「ストック・オプション会計基準」という。)に関連する会計基準等については、本会計基準を適用しない。【 第 3 項 】

【 基準 結論の背景 】

本会計基準は、公正価値の考え方及び財務諸表の注記事項としての公正価値に関する開示について、その内容を定めることを目的とする(第 1 項参照)。このため、本会計基準は、公正価値で測定する資産又は負債の範囲や取引価格が当初認識時の公正価値と異なる場合の差額の取扱いなど、個別の会計基準等で定められている又は定められるべき会計処理の見直しについては取り扱っていない。【 第 26 項 】

我が国における「時価」と国際的な会計基準における「公正価値」の会計基準上の考え方に大きな差異はないと考えられることから、基本的に「公正価値」という用語への置換えは行わず、「時価」を「公正価値」と読み替える(第 3 項参照)こととした。【 第 27 項 】

また、棚卸資産会計基準における通常の販売目的で保有する棚卸資産及びストック・オプション会計基準に関連する会計基準等については、コンバージェンスの観点から本会計基準の対象外(第 3 項なお書き参照)とした。

ただし、棚卸資産会計基準における通常の販売目的で保有する棚卸資産については本会計基準の対象外となるが、同基準におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産については市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とするとされているため、本会計基準の対象となる。【 第 28 項 】

なお、企業結合会計基準では、企業結合における取得原価の配分方法は企業結合日時点の時価を基礎として配分するとされているため、例えば、企業結合により取得した棚卸資産なども公正価値で評価されることに留意する必要がある。

この点、企業結合により取得した棚卸資産について、国際的な会計基準では、完成品の棚卸資産に関して公正価値の算定方法が例示されており、具体的には、必要な販売努力を行うであろう他の業者に棚卸資産を売却する取引において受け取るであろう価格に、当該棚卸資産の状態などについて調整

を行ったものであるとされている。このような公正価値を算定するにあたっては、例えば、完成品の小売価格を出発点とし、そこから販売費用や販売努力に応じた期待収益などを差し引く方法や、卸売価格に必要な調整を行う方法などがあるが、公正価値を算定するにあたっては、観察不能な入力数値の利用、すなわち、主観的な調整額を最小限とする必要もある（第14項参照）ため、これを踏まえて公正価値を算定する必要があるとされている。【 第29項 】

なお、公正価値を每期継続して貸借対照表価額としている資産及び負債（第17項(1)参照）は、金融商品の一部及びトレーディング目的で保有する棚卸資産が該当し、公正価値を每期継続して注記している資産及び負債（第17項(2)参照）は、金融商品（每期継続して貸借対照表価額としているものを除く）及び賃貸等不動産が該当する。

また、本会計基準における注記は、他の会計基準等で定められている時価等の注記とは別に記載することに留意する必要がある。【 第46項 】

【 公表にあたって 】

（参考）

本公開草案により影響を受ける主な会計処理等

本公開草案の対象となる主な会計処理等には次のものがある。

主な会計基準等	対象となる主な会計処理等
金融商品に関する会計基準	・金融商品に関する会計処理、開示
賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準	・賃貸等不動産の開示
棚卸資産の評価に関する会計基準	・トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価
固定資産の減損に係る会計基準	・正味売却価額（時価から処分費用見込み額を控除したもの）
企業結合に関する会計基準	・時価を基礎とした取得原価の配分
退職給付に関する会計基準	・年金資産の時価（公正な評価額）

なお、公正価値測定に関する基準を開発することに伴う、上記のような既存の会計基準等の取扱いについては、本公開草案に示した公正価値の考え方と不整合とならない限り、それらの定めを基本的に残すこととし、改訂等は必要最低限のものとする予定であります¹。この点についても、コメントをお寄せ頂ければ幸いです。

¹ 当委員会では、金融商品会計に関する現行基準の見直し作業も現在進めており、当該プロジェクトにおける既存の会計基準等の定めに対する対応によっては、既存の定めを基本的に残すとした方向性を見直す可能性がある。